

諮問番号：令和4年（処分）諮問第1号

答申番号：令和4年度（処分）答申第1号

答申書

第1 京田辺市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

審査請求人は、審査請求人の元配偶者（以下「参加人」という。）との間の子1名（以下「子」という。）を自らの扶養親族として確定申告書を提出し、令和2年度の市民税・府民税当初課税処分においては扶養控除が適用されていた。一方、参加人も同様に子の扶養控除を勤務先に申告しており、子が双方の扶養親族として重複していることが判明した。

京田辺市長は、当該子に係る令和2年度の市民税・府民税の扶養控除について、地方税法（以下「法」という。）第23条第3項及び第292条第3項の規定に基づき、子を参加人の扶養親族とみなし、審査請求人の扶養親族には当たらないとして、審査請求人の令和2年度給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の変更の処分を令和3年2月26日付けで行い、通知した。

これに対して、審査請求人は、子の扶養は審査請求人が行っており、参加人と子は別居し生計を一にしていなかったため、令和3年2月26日付けの令和2年度市民税・府民税税額変更通知書による処分を不服として、その取消しを求めて令和3年3月16日に京田辺市長に対し審査請求を行った。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

（1）地方税法上、扶養控除の適用を受けるべき扶養親族とは、納税義務者の親族でその納税義務者と「生計を一にする」者と定められている

ところ、本件で認められる下記アないしウの事情からすれば、子を上記「生計を一にする」者に該当すると判断すべきでない。

ア 子と現実に同居し、子を扶養しているのは参加人ではなく、審査請求人であること。

イ 審査請求人と参加人の離婚は参加人からのDVが原因であり、今後も審査請求人及び子が参加人と実際に生活を共にすることはないこと。

ウ 参加人が令和元年度中に支払った婚姻費用は、審査請求人・参加人の離婚調停で決定された月額11万円、年額132万円であるところ、かかる婚姻費用は請求人の年収と比較しても5分の1程度でしかなく、子の扶養に足りないこと。

(2) 審査請求人が平成27年6月以降、子の扶養手当、児童手当の支給を受け、子が健康保険においても審査請求人の被扶養者として取り扱われてきた事実も、子を扶養しているのは参加人ではなく審査請求人であることを検討するにあたり十分に考慮されるべきである。

(3) 参加人は、審査請求人との離婚手続きにおいて、本件処分にかかる扶養控除に関し一切言及していない。そのため、参加人が審査請求人に対して支払うべき婚姻費用や養育費の額は、扶養控除が行われないことを前提に定められている。にもかかわらず、参加人から婚姻費用を受領していることを理由に審査請求人が市民税・府民税の扶養控除を受けられないとすれば、本来非課税であるはずの婚姻費用に対し、審査請求人に対して実質的に課税されたのと同様の効果が生じることから不当である。

2 処分庁の主張

(1) 法第23条第1項第9号及び同条第3項、同法第292条第1項第9号及び同条第3項によれば、扶養親族とは、納税義務者の親族でその納税義務者と「生計を一にする」者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下であるものをいい、二以上の納税義務者の扶養親族に該当する者がある場合、これら納税義務者のうちいずれか一の納税義務

者の扶養親族にのみ該当するものとみなされる。

また、所得税基本通達2-47によれば、上記「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではなく、親族間において常に生活費、学資費、療養費等の送金が行われている場合も含むとされている。

本件において、参加人は、子と日常の起居は共にしていないものの、常に生活費等の送金を行っており、子と「生計を一にする」者といえる。

- (2) 地方税法施行令（以下「令」という。）第7条の3の4第2項及び第46条の4第2項は、二以上の納税義務者につき同一人が扶養親族としていずれの納税義務者の扶養親族とするか定められないときは、当該二以上の納税義務者のうち法第32条第1項の前年の総所得金額等の合計額が最も大きいものの扶養親族とすると定める。

本件において、処分庁は、審査請求人及び参加人の令和元年の総所得金額等を比較し、子についてその合計額が最も大きいものの扶養親族とみなしたものであるが、かかる判断は法令に基づいて適正に行ったものである。

- (3) 以上により、本件審査請求には理由がなく、棄却の裁決がなされるべきである。

3 参加人の意見

- (1) 参加人は、請求人や子に対して暴力を振るったことはない。DVは離婚原因ではない。
- (2) 健康保険や児童手当における扶養の定義と地方税における扶養の定義は異なるため、健康保険において子が審査請求人の被扶養者として取り扱われている事実や、審査請求人が児童手当の支給を受けている事実関係は本件と無関係であって、本件処分の違法性・不当性を基礎づける事情とはならない。
- (3) 参加人が請求人に支払ってきた婚姻費用は、家庭裁判所が正当に認定したものであり、その額以上の支払をしないことを理由に子が扶養

親族ではないと判断されるべき理由はない。

第4 法令の規定等について

- 1 法第23条第1項第9号及び第292条第1項第9号において、扶養親族とは、納税義務者の親族と生計を一にする者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下であるものをいう。
- 2 法第23条第3項及び第292条第3項は、二以上の市町村民税の納税義務者の扶養親族に該当する者がある場合、政令で定めるところにより、いずれか一の納税義務者の扶養親族にのみ該当するものとみなすとしている。
- 3 令第7条の3の4第1項及び第46条の4第1項は、二以上の道府県民税（市町村民税）の納税義務者の扶養親族に該当するものをいずれの納税義務者の扶養親族とするかは、道府県民税（市町村民税）申告書、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載されたところによるものとしている。
- 4 令第7条の3の4第2項及び第46条の4第2項は、上記3の場合において、二以上の納税義務者につき同一人が扶養親族として道府県民税（市町村民税）申告書、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載され、いずれの納税義務者の扶養親族とするかを定められないときは、当該二以上の納税義務者のうち前年の総所得金額等の合計額が最も大きいものの扶養親族とすることとしている。

第5 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 理由

本審査請求の判断にあたっては、①本件において子が参加人と「生計を一にする者」（法第23条第1項第9号、同法第292条第1項第9号）と認めた処分庁の判断が適法かつ妥当といえるか、②仮に

①が適法かつ妥当として、子を扶養親族とする審査請求人及び参加人のうち、参加人のみに対して扶養控除を認めた処分庁の判断が適法かつ妥当といえるかが問題となるため、上記2つを論点とする。

ア 「生計を一にする者」の判断について

法第23条第1項第9号及び第292条第1項第9号により、扶養控除の対象となる扶養親族の該当性は、納税者と「生計を一にする」といえるか否かにより決することとされている。

また、国税庁所得税基本通達2-47において、「生計を一にする」といえるか否かの判断においては、同一の家屋に起居する場合に限らず、これら親族間において、常に生活費等の送金が行われている場合等も含まれるとされている。

本件において、参加人は子と同居していないが、子に対し、家庭裁判所において定められた月額11万円の婚姻費用を怠りなく支払った事実が認められる。かかる婚姻費用の支払いは、「常に生活費等の送金が行われている場合」に該当する。

よって、上記法及び通達の規定に従えば、子を参加人と「生計を一にする」扶養親族と認めるべきことは明らかである。

イ 同一人を扶養親族とする納税者が複数存する場合の判断について

複数の市町村民税の納税義務者の扶養親族に該当する者がある場合、重複して扶養控除を認める理由がないことから、このような場合には「これらの納税義務者のうちいずれか一の納税義務者の扶養親族にのみ該当するものとみなす。」と規定されている（法第23条第3項及び第292条第3項）。

上記規定を受け、地方税法施行令は、「二以上の納税義務者につき同一人が扶養親族として同項の申告書、給与支払報告書若しくは公的年金等支払報告書又は申請書に記載されたとき、その他同項の規定によっていずれの納税義務者の扶養親族とするかを定められないときは、当該二以上の納税義務者のうち前年の法第313条第1項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が最も大きいものの扶養親族とする」旨定める（府民税について同令第7条の

3の4第2項、市町村民税につき同第46条の4第2項)。

本件において、1つ目の論点である「生計を一にする者」の判断において認定したとおり、子は審査請求人及び参加人の双方の扶養親族たり得るところ、審査請求人及び参加人の令和元年の総所得金額等を比較し、子を所得の多い参加人の扶養親族とした処分庁の判断は、適法かつ妥当である。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから棄却されるべきであると考えている。

(2) (1) の判断をしようとする理由

「生計を一にする」とは、「必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではない」とし、親族間において、「常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合」は、起居を共にしていない親族であっても生計を一にすることとされている。これは、諸事情により扶養親族と別居を余儀なくされる納税者においても、その生活費、学資金、療養費等の送金がなされている場合には、同一生計下に扶養親族が存するという点では同居の場合と変わらないことから、扶養控除を適用すべきであると解される。

よって、審査請求人と同人の参加人との間の子の扶養親族に、参加人も該当するとした処分庁の判断は、適法である。

次に、同一人を扶養親族とする納税者が複数存する場合は、「これらの納税義務者のうちいずれか一の納税義務者の扶養親族にのみ該当するものとみなす」と規定し、かつ、「いずれの納税義務者の扶養親族とするか定められないときは、当該二以上の納税義務者のうち前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が最も大きいものの扶養親族とする」とされている。

よって、子を所得の多い参加人の扶養親族とした処分庁の判断は、適法かつ妥当である。

以上より、「生計を一にする者」に関する判断及び同一人を扶養する複数の納税義務者のうちいずれの扶養親族とするかに係る判断について、処分庁の判断は、いずれも適法かつ妥当であると考えている。

第6 調査審議の経過

年月日	処理内容
令和4年4月18日	審査庁が審査会に諮問
令和4年6月15日	第1回調査審議 ・論点整理
令和4年8月2日	第2回調査審議 ・処分庁への意見聴取 ・審査請求人による口頭意見陳述
令和4年10月20日	第3回調査審議

第7 審査会の判断の理由

- 1 審査会としては、本件の審査に当たって、当初2点の論点があるものと考えた。1点目として、参加人と子が法第23条第1項第9号及び第292条第1項第9号で定める「生計を一にする者」に該当するか否かの点である。2点目として、仮に、子が審査請求人及び参加人のいずれの扶養親族にも該当した場合に、子をいずれの扶養親族に認定するかという点である。

その上で、審査請求人の主張書面において、上記論点の2点目に関し、法令の規定に基づいて総所得金額等の最も大きいものの扶養親族とするという判断について行政裁量の限界を示されていることには理解ができるとの主張があったことから、審査会としては上記論点の1点目が主たる論点と考えて検討を行う。

- 2 審理員意見書及び審査庁の諮問説明書において、参加人による送金は、家庭裁判所における調停において適正な手続きを経て両当事者間において合意されたものであるため、年間を通じて審査請求人に対し送金していることは、通達における「常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われて

いる場合」に該当するものであると認め、参加人が子と生計を一にしている者に該当する根拠としている。これに対して、審査請求人は、子と同居しているのは審査請求人であり参加人ではないこと、及び送金された婚姻費用が審査請求人の年収と比較しても5分の1程度に過ぎず、子の生活費や学費には十分な額ではなく、審査請求人が多くを負担していることから、送金しているという事実のみをもって参加人が子と生計を一にしているとは判断すべきではない旨を主張している。

- 3 参加人と子が生計を一にしているとみなす根拠として、審理員及び審査庁は所得税基本通達を用いているが、同通達においては、別居している親族の場合でも「常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合」は生計を一にする者とされている。しかし、同通達では、送金者と送金を受け取る親族が生計を一にしているとみなす場合における送金額の基準や、送金を受け取る親族の生活費に占める送金額の割合などの具体的な金額の基準までは示されていない。

この点、送金者と送金を受け取る親族が生計を一にしているのかの認定は、年間を通じて送金しているという事実のみをもって認定する性質のものではなく、送金された生活費等が送金を受け取る親族の生活に及ぼす影響を個別具体的に考慮した上で、生計を一としているか否かを決定すべきであると考え。そのため、送金額が著しく少額であり、送金を受け取る親族の生活に及ぼす影響が極めて小さい場合には、生計を一にしているとはみなさないことが妥当であると考え。

- 4 そこで、参加人の送金額が、送金を受け取る子の生活に及ぼす影響が極めて小さいかどうかについて検討する。審査請求人より、令和元年中の子の扶養に係る費用の内訳についての資料提出があり、その資料によると子の扶養にかかった費用は年間約367万円とされている（子2人分の資料提出があり、本件審査請求の審議対象ではない長女分の費用も含む。なお、長女分は平成31年1月から3月までの3か月分の費用のみ。）。口頭意見陳述の場において、資料に記載している費用以外に発生した費用があるかどうかを審査請求人に確認したが、最低限かかる費用は資料で提出したとおりである旨の回答があったため、子の扶養に係る費用は年間約367

万円として考える。これに対して、参加人は、平成31年1月から3月まで月額16万円（長女の養育に対する費用も含む）、平成31年4月から12月まで月額11万円、年額147万円の婚姻費用の送金のほか、子の海外研修費用として半額の約22万円の送金をしている事実が確認されている。したがって、参加人は審査請求人に対して平成31年1月から令和元年12月までの間に合計約169万円の送金を行っていたことがわかる。

5 以上の諸事情を鑑みると、参加人の送金額が家庭裁判所の審判及び調停で決定された金額であることや、本件における子の扶養に係る具体的な費用の金額を考慮すると、参加人から送金された金額が、送金された子の生活に及ぼす影響が極めて小さいといえるような金額であるとはいえない。

6 以上のことから、参加人は、子と生計を一にしている者に該当すると認められるため、本件において法令の規定に基づいて審査請求人と参加人の総所得金額等を比較し、金額の最も大きいものである参加人の扶養親族とするとの審理員意見書及び審査庁の諮問説明書の判断が不当な判断であるとはいえない。

7 以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京田辺市行政不服審査会

会	長	加	福	雅	和
委	員	木	下	敏	巳
委	員	富	田	三	智子